

補助金申請の手引き

この手引きは、補助金申請の手続きと申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、バリアフリー化・子育て対応・省エネ化のためのリフォーム工事を行う方にその費用の一部を補助します。

補助金の概要

対象の住宅	市内に現に存する、一戸建て住宅又は集合住宅の住戸内部分 (店舗などの住居以外の部分がある場合は居住部分において行う工事であること)
対象者	対象の住宅に居住または居住予定の個人で、次のいずれかにあてはまる方 子育て世帯 ：平成20年(2008年)4月2日以降に出生した子ども(高校3年生相当年齢まで)又は妊娠している方が居住する世帯 高齢者世帯 ：65歳以上の方が居住する世帯
工事の条件	・市内に本社、本店、支店、営業所がある業者または個人事業主が行うこと ・使用する機器や材料は未使用品とし、同一業者に材工一括発注すること
対象工事	居住部分で行う工事で、対象工事に係る工事費総額が補助金額以上であること

バリアフリー化

既存住宅又はその敷地のバリアを改善または解消するための工事

- ・手すり設置
- ・段差解消
- ・浴室全体改修
- ・浴室/脱衣室暖房機
- ・洋便器化

など

省エネ化

既存住宅の省エネルギー化のために行う工事

- ・開口部の断熱改修
- ・外壁等の断熱改修
- ・高効率給湯器設置
- ・節水型トイレへの交換

など

子育て対応

※子育て世帯のみ申請可能

子育て環境の向上や改善、事故防止、見守り又は家事負担軽減のために行う工事

- ・子ども部屋の増築
- ・キッズスペースの設置/改修
- ・子どもの事故防止
- ・対面キッチンへの変更
- ・家事負担軽減設備の設置

など

補助金額 対象工事ごとの補助額※の合計 上限**10万円**(1万円以上から申請可能)
※対象工事の内容によって、補助額が決まっています。
詳しくは4ページ以降をご覧ください。

受付期間 第1会期：令和8年4月16日(木)から予算上限(44,000千円程度)に達するまで
第2会期：令和8年8月(予定)から予算上限(20,000千円程度)に達するまで
第3会期：令和8年11月(予定)から予算上限(16,000千円)に達するまで
※第3会期について、申請額が予算額を超えた場合は、予算に達した日(休日の場合は翌開庁日まで)に受付したもので抽選を行い、交付決定者を決定します。

問い合わせ窓口

新潟市役所 住環境政策課 健幸すまい補助金担当 宛

☎ **025-226-2815** (直通)

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階

Eメール : jukankyo@city.niigata.lg.jp様式ダウンロード
予算残高など
詳細はこちら

1. 補助金交付までの手続きの流れ

R8変更

補助金交付申請

- 申請書に必要な書類を添付し、住環境政策課窓口へ提出してください。施工者が代理で申請する場合は電子申請も可能です（登録制）。

令和8年4月16日（木）から受付開始

申請内容の審査（市）

- 申請内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金の交付決定（市）

- 審査のうえ支障がない場合は、申請者あてに補助金の交付決定通知書を郵送します。
- 補助金の交付申請受付（申請書類が揃ってから）後、2週間程度かかります。

※受付開始直後の時期など申請状況により、2週間以上かかることがありますのであらかじめご了承ください。

工事の着手

- 工事は、必ず交付決定通知を受けてから着手してください。
- 事前に着手した場合、補助金の支払いはできません。

工事の完了

実績報告書の提出

R8変更

- 工事完了後、必要な書類を添付し、速やかに実績報告書を住環境政策課窓口へ提出してください。施工者が代理で実績報告する場合は電子申請も可能です（登録制）。

令和9年3月15日（月）までに実績報告書が提出されない場合、補助金は交付されません。

報告内容の審査（市）

- 実績報告の内容を審査します。必要に応じて現地調査をすることがあります。

補助金交付額の確定（市）

- 審査のうえ支障がない場合は、補助金確定通知書を送付します。
- 実績報告受付（不備等のないもの）から、1ヶ月程度かかります。

補助金の支払い（市）

- 指定の口座（申請者名義のもの）に補助金を振り込みます。
- 補助金確定通知の送付から 1ヶ月程度 かかります。

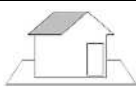
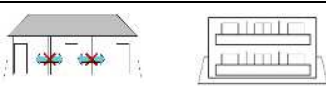
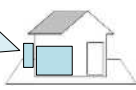
★ご注意ください★

- 補助金の交付決定を受けたあとで対象工事に着手するものが補助の対象となります。交付決定前の工事着手が判明して、補助金の対象とならない事例がありました。補助金の申請をする場合は、交付決定前に対象工事に着手することにならないよう工事計画を立ててください。（申請から交付決定まで2週間程度かかります。）なお、対象工事以外のリフォーム工事は着手していても構いません。
- 工事が完了せず、提出期限までに実績報告書が提出できなかったため、補助金の支払いができなくなる事例がありました。提出期限（令和9年3月15日（月））までに実績報告書を確実に提出できるよう工事計画を立ててください。
- 郵送での申請はできません。申請書類は窓口を持参いただくか、登録事業者による電子申請をご利用ください。
- 提出書類に大きな不備や不足がある場合は受付できない場合があります。

2. 申請の要件

① 対象となる住宅 下記の全てに該当するもの

- ・市内に現に存する、専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分
- ・現在又は過去に人の使用に供されたことがあるもの
- ・一戸建て住宅（店舗、事務所等住居以外の部分があるものを含む）又は長屋、共同住宅その他集合住宅の住戸内部分

対象となる住宅の例	
住宅の建て方	工事の対象範囲
 一戸建て住宅	住宅内部・外部（敷地環境を含む）
 長屋・共同住宅	住宅内部のみ
 店舗・事務所など 併用住宅・併用住戸	居住部分（敷地環境を含む）※店舗・事務所内部など事業専用部分の工事は対象外です。
対象とならない建物の例	
・建築中の建物 ・居住部分がない店舗や事務所の建物 など	

★ご注意ください★

- 補助金の交付の対象となる住宅は「過去に人の使用に供されたことのあるもの」となっていますので、**新築の建売住宅や新築の分譲マンションは補助の対象となりません。**

② 対象となる者 下記の全てに該当する者

- （1）実績報告書の提出時点において、**子育て世帯**又は**高齢者世帯**に属することが確認できる者。
 子育て世帯：平成20年4月2日以降に出生した子ども、又は妊娠している者が居住する世帯
 高齢者世帯：65歳以上の者が居住する世帯
 - （2）対象工事を行う住宅に居住している、又は実績報告書の提出までに居住する予定の者。
 - （3）対象工事を発注し、行う個人。
 - （4）申請者及び対象住宅のいずれもが、令和6年度以降に本事業の補助金交付を受けていないこと。
 （**上記補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみ**となります。）
 - （5）市税を完納していること。
- ※ 申請者以外に対象工事を行う住宅の所有者がいる場合は、補助事業の実施について承諾を受けてください。

★ご注意ください★

- 原則として、**申請後に申請者を変更することはできません。** 工事契約者等を十分に検討したうえで、申請してください。

3. 補助金額等・対象工事の要件

①補助金額等

○補助金額 各工事に対する補助金の額（P4～P11 参照）の合計

※補助金額 1 万円以上から申請可

※補助金額は対象工事に係る工事費の総額以下であるもの

ただし、工事費の総額は、消費税、土地や工事中の仮住居、家具・家電、電話通信、居住部分以外の工事、外構・植栽、下水道接続・浄化槽設置に係るもの等を除きます。

○補助上限額 **1.0万円**

＜補助金の組み合わせ例＞

例 1		例 2	
<ul style="list-style-type: none"> ・タイル風呂→ユニットバスへ入替（バリアフリー・省エネ化セット） ・脱衣室の断熱改修（内窓設置・暖房機設置） ・高効率給湯器の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットバスの交換（バリアフリー・省エネ化セット） ・トイレ改修（節水型トイレへの交換） ・トイレへの内窓設置 	
対象工事	補助金の額	対象工事	補助金の額
ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円	ユニットバス改修（バリアフリー・省エネ化）	7.4万円
脱衣室の暖房機設置	0.5万円	節水型トイレへの交換	1.0万円
脱衣室の内窓設置	0.8万円	内窓（小）	0.8万円
高効率給湯器の設置	1.5万円	合計	9.2万円
合計	10.2万円		
⇒ 補助金額10万円（上限）		⇒ 補助金額9.2万円	
※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。		※上記対象工事に係る工事費総額は 9.2 万円以上である必要があります。	
例 3		例 4	
<ul style="list-style-type: none"> ・対面式キッチンへの改修 		<ul style="list-style-type: none"> ・こども部屋の造作（事故防止・内窓設置） 	
対象工事	補助金の額	対象工事	補助金の額
対面式キッチン	9万円	こども部屋の壁造作	5万円
ビルトイン食器洗機	2.1万円	ドアストッパー	0.5万円
ビルトイン自動調理対応コンロ	1.4万円	落下防止柵設置	0.5万円
掃除しやすいレンジフード	1.3万円	内窓設置 大2か所	2.4万円
サーモスタット水栓	0.5万円	内窓設置 中2か所	2万円
合計	14.3万円	合計	10.4万円
⇒ 補助金額10万円（上限）		⇒ 補助金額10万円（上限）	
※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。		※上記対象工事に係る工事費総額は 10 万円以上である必要があります。	

②対象工事の要件

○交付決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、令和9年3月15日（月）までに、実績報告書を提出できること。

○市内に本社、本店、支店若しくは営業所がある法人又は市内に住所がある個人事業主（いずれも領収書および工事内訳証明書において市内の住所が確認できるもの）に発注し、工事契約したものであること。

○工事に使用する機器・材料は未使用品とし、一の工事に係る材料と施工を同一の工事業者に発注すること。




③対象工事一覧

I. バリアフリー化工事

日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）又はその敷地において行う、居住者にとってのバリア（障害）を改善・解消するための工事（下記に掲げるものに限る。）






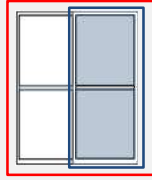


対象工事	要件	補助金の額
手すりの設置 	手すりを設置もしくは取替える工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の手すりの設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
段差の解消 スロープの設置 	障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること。 ※浴室全体改修時の浴室内の段差の解消またはスロープの設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
転倒事故防止 	転倒事故を防止するために行う、次のいずれかの工事であること。 ア 床のノンスリップ化 （ペット用の滑りにくい建材は対象となりません） イ クッション床敷き ウ 人感センサー付き玄関照明設置 エ 足元灯設置 ※浴室全体改修時の浴室内の床ノンスリップ化・クッション床敷きは、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
通路・開口部の拡幅、建具改修 	通路・開口部又は建具を改修して、有効幅員を拡幅する工事であること。ただし子育て対応工事に該当する工事は除く。 ※浴室全体改修時の浴室建具の拡幅は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。	5,000 円/戸
エレベーター/ 階段昇降機 の設置 	エレベーター若しくは階段昇降機を新たに設置する工事又は既存の設備機器よりも安全性若しくは機能が向上するものに改修する工事であること。	50,000 円/戸

次ページへ続く・・・

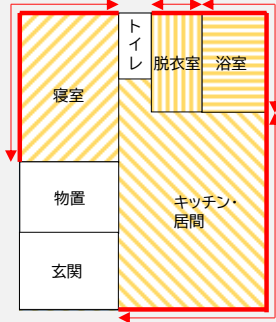

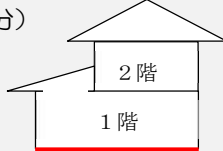
対象工事	要件	補助金の額
<p>浴室全体改修</p> 	<p>以下の①（バリアフリー化）または②（省エネ化）を満たす浴室全体を改修する工事であること。</p> <p>①以下のいずれかのバリアフリー化工事を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・段差の解消、スロープの設置 ・床ノンスリップ化またはクッション床敷き ・通路・開口部の拡幅工事、建具工事 ・浴槽またぎ高さの改善 ・浴室暖房機の設置 <p>②以下のいずれかの省エネ化工事を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開口部の断熱改修 ・外壁、屋根又は天井、床の断熱改修 ・高断熱浴槽の設置 ・節湯水栓の設置 <p>※浴室全体改修を行う場合、①および②に記載の項目は本項目の補助金に含まれるため併用できません。</p>	<p>①および②の両方を満たす場合</p> <p>74,000 円/戸</p> <div data-bbox="1023 421 1433 636" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈浴槽またぎ高さの改善とは〉</p> <p>④または⑤いずれかの高さが改修前に比べて低くなること。</p>  </div> <p>①または②のいずれかを満たす場合</p> <p>50,000 円/戸</p>
<p>浴室又は脱衣室の暖房機器設置</p>	<p>浴室又は脱衣室に、固定式の暖房機器を設置もしくは取替える工事であること。</p> <p>※浴室全体改修時の浴室内の暖房機設置は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。</p>	<p>5,000 円/戸</p>
<p>洋便器化</p> 	<p>既存の和式大便器を洋式便器に改修する工事であること。</p> <p>※既存の洋便器を取り替える工事は対象外ですが、節水型トイレへ交換する場合は、省エネ化工事の項目で対象となる場合があります（8 ページ参照）。なお、その場合、本項目と併用して申請することはできません。</p>	<p>20,000 円/戸</p>

Ⅱ. 省エネ化リフォーム工事

既存住宅（居住の用に供する部分に限る。）の省エネルギー化のための工事（下記に掲げるものに限る。）

対象工事	要件	補助金の額																								
<p>開口部の断熱改修</p> 	<p>住宅の外皮部分にある開口部において、改修後の熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。</p> <p>※住宅の外皮部分にある開口部とは、外窓やドアを設置するために外壁に設けられた開口に対して、周囲の壁面を延長してできる面をいいます。 ※開口部の新設は対象外です。 ※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。（P16 参照）</p> <p>※浴室全体改修時の浴室内の開口部の断熱改修は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。</p> <p>ア.内窓設置（既存の窓等の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するもの）</p> <p>※面積は内窓のサッシ枠の枠外寸法によるものとします。 ※新設した窓に設置する内窓は対象外です。</p> <table border="1" data-bbox="475 913 1209 1108"> <tr> <td>大：掃出し窓など窓の面積が 2.8m^2 以上のもの</td> <td>12,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>中：腰窓など窓の面積が 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満のもの</td> <td>10,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>小：FIX 窓など窓の面積が 1.6m^2 未満のもの</td> <td>8,000 円/か所</td> </tr> </table> <p>イ.外窓交換（既存の窓等を取り除き、新たに窓を設置するもの）</p> <p>※面積は設置する外窓のサッシ枠の枠外寸法によるものとします。 ※開口部新設や既存開口部を拡張して設置する外窓は対象外です。</p> <table border="1" data-bbox="416 1265 1457 1489"> <tr> <td>開口部の新設【対象外】</td> <td>開口部の拡張【対象外】</td> </tr> <tr> <td>  <p>元的位置 外窓設置</p> </td> <td>  <p>元的位置 外窓設置</p> </td> </tr> <tr> <td>工事前</td> <td>工事後</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="475 1512 1209 1706"> <tr> <td>大：掃出し窓など窓の面積が 2.8m^2 以上のもの</td> <td>12,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>中：腰窓など窓の面積が 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満のもの</td> <td>10,000 円/か所</td> </tr> <tr> <td>小：FIX 窓など窓の面積が 1.6m^2 未満のもの</td> <td>8,000 円/か所</td> </tr> </table> <p>ウ.ガラス交換（既存の窓に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するもの）</p> <p>※面積はガラスの寸法によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="475 1848 1209 2027"> <tr> <td>大：掃出し窓などガラスの面積が 1.4m^2 以上のもの</td> <td>5,000 円/枚</td> </tr> <tr> <td>中：腰窓などガラスの面積が 0.8m^2 以上 1.4m^2 未満のもの</td> <td>4,000 円/枚</td> </tr> <tr> <td>小：FIX 窓などガラスの面積が 0.8m^2 未満のもの</td> <td>1,000 円/枚</td> </tr> </table>	大：掃出し窓など窓の面積が 2.8m^2 以上のもの	12,000 円/か所	中：腰窓など窓の面積が 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満のもの	10,000 円/か所	小：FIX 窓など窓の面積が 1.6m^2 未満のもの	8,000 円/か所	開口部の新設【対象外】	開口部の拡張【対象外】	 <p>元的位置 外窓設置</p>	 <p>元的位置 外窓設置</p>	工事前	工事後	大：掃出し窓など窓の面積が 2.8m^2 以上のもの	12,000 円/か所	中：腰窓など窓の面積が 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満のもの	10,000 円/か所	小：FIX 窓など窓の面積が 1.6m^2 未満のもの	8,000 円/か所	大：掃出し窓などガラスの面積が 1.4m^2 以上のもの	5,000 円/枚	中：腰窓などガラスの面積が 0.8m^2 以上 1.4m^2 未満のもの	4,000 円/枚	小：FIX 窓などガラスの面積が 0.8m^2 未満のもの	1,000 円/枚	<p><開口部の数え方例> ※掃出し窓（引違い）の場合</p>  <p>内窓・外窓の場合 : 太 1 か所 ガラス交換の場合 : 太 1 枚</p> <p style="color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">R8変更</p>
大：掃出し窓など窓の面積が 2.8m^2 以上のもの	12,000 円/か所																									
中：腰窓など窓の面積が 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満のもの	10,000 円/か所																									
小：FIX 窓など窓の面積が 1.6m^2 未満のもの	8,000 円/か所																									
開口部の新設【対象外】	開口部の拡張【対象外】																									
 <p>元的位置 外窓設置</p>	 <p>元的位置 外窓設置</p>																									
工事前	工事後																									
大：掃出し窓など窓の面積が 2.8m^2 以上のもの	12,000 円/か所																									
中：腰窓など窓の面積が 1.6m^2 以上 2.8m^2 未満のもの	10,000 円/か所																									
小：FIX 窓など窓の面積が 1.6m^2 未満のもの	8,000 円/か所																									
大：掃出し窓などガラスの面積が 1.4m^2 以上のもの	5,000 円/枚																									
中：腰窓などガラスの面積が 0.8m^2 以上 1.4m^2 未満のもの	4,000 円/枚																									
小：FIX 窓などガラスの面積が 0.8m^2 未満のもの	1,000 円/枚																									

次ページへ続く・・・

対象工事	要件	補助金額						
開口部の断熱改修	<p>工. ドア交換（既存のドア等を取り除き、新たなドアに交換するもの） ※面積は開き戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとします。 ※ドアとは開口部に設ける建具のうち、屋外から施錠できるものとします。</p> <p>大：玄関ドアなどドアの面積が開き戸で概ね 1.8 m²以上、引き戸で概ね 3.0 m²以上のもの</p> <p>小：勝手口ドアなどドアの面積が上記未満のもの</p>	<p>18,000 円/か所</p> <p>16,000 円/か所</p>						
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修	<p>外気に面する外壁、屋根、天井又は床のいずれかの部位に、熱伝導率が 0.052W/(m・K) 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる次に掲げるいずれかの工事であること。</p> <p>なお、一の居室（居間・寝室など）、浴室、もしくは脱衣室の外気に面するいずれかの部位全体に行う工事に限ります。</p> <p>※実績報告時に、断熱性能が確認できる書類の提出が必要となります。（P15 参照）</p> <p>※浴室全体改修時の浴室内の外壁、屋根、天井又は床の断熱改修は、浴室全体改修の補助金額に含まれるため併用できません。</p> <div data-bbox="480 987 1434 1368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><外壁断熱の例></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるの室は、居間や寝室などの居室、脱衣室、又は浴室のいずれかのみ ・各室の外気に面する面（↔の範囲）すべての改修工事が必要 ・左の例の場合補助金額は、 4室×28,000 円/室＝112,000 円 ⇒上限 10 万円となる </div> <div data-bbox="480 1379 938 1597" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><外気に面する屋根又は天井> (赤線部分)</p>  </div> <div data-bbox="975 1379 1434 1597" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><外気に面する床> (赤線部分)</p>  </div> <p>ア. 外壁断熱</p>	<div data-bbox="1310 1615 1442 1682" style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; display: inline-block;">R8変更</div> <table border="1" data-bbox="475 1675 1214 1910" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">ア. 外壁断熱</td> <td style="text-align: right;">28,000 円/室</td> </tr> <tr> <td>イ. 屋根・天井断熱</td> <td style="text-align: right;">10,000 円/室</td> </tr> <tr> <td>ウ. 床断熱</td> <td style="text-align: right;">18,000 円/室</td> </tr> </table>	ア. 外壁断熱	28,000 円/室	イ. 屋根・天井断熱	10,000 円/室	ウ. 床断熱	18,000 円/室
ア. 外壁断熱	28,000 円/室							
イ. 屋根・天井断熱	10,000 円/室							
ウ. 床断熱	18,000 円/室							

前ページからの続き・・・

対象工事	要件	補助金額
高効率給湯器の設置	<p>ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリット給湯器)を設置もしくは取替える工事であること。</p> <p>※燃料電池(エネファーム)は本補助金の対象外です。「住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金(令和7年度)」(環境部環境政策課)をご確認ください。</p>	15,000円/台
節水型トイレへの交換	<p>既存の便器を節水型トイレ(大便器に限る)に交換する工事であること。</p> <p>※バリアフリー化工事の洋便器化と併用することはできません。</p>	10,000円/か所

Ⅲ. 子育て対応工事

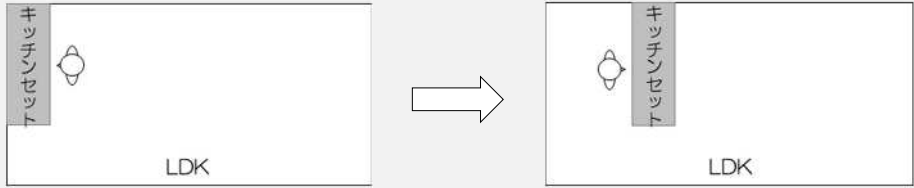
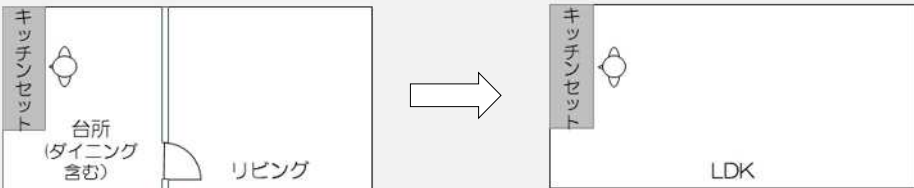
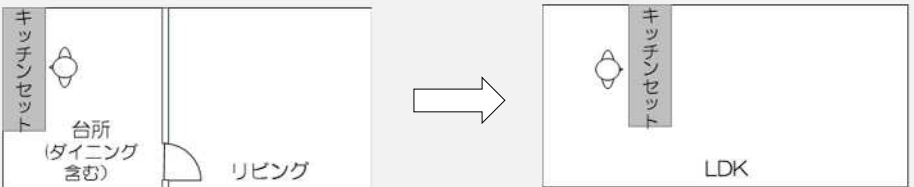
子育て世帯が、子育て環境の向上や改善、こどもの事故防止、こどもの見守り又は家事負担の軽減のために行う下記に掲げる工事

※子育て世帯の方のみ対象工事とすることができます。

対象工事	要件	補助金の額
こども部屋の増築	こども部屋を新設又は拡張するために行う増築工事（床面積が増加する工事に限る）であること。 こども部屋：当該住宅に居住するこどもが就寝、勉強又は遊びのために専用で使用する壁、建具等で区画された室（こども専用の居室）	100,000 円/戸
内部改修	こどもの居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための以下のいずれかのリフォーム工事であること 以下の①から③を併用することはできません。 【工事の例】 ・子ども部屋の床壁天井のクロス張り替え ・子ども部屋の造り付け家具の造作 ・一つの部屋に間仕切りを設置し、二つの子ども部屋に改修	
	①こども部屋において行う壁の造作 【工事の例】 ・こども部屋を仕切るための間仕切り壁の増設	50,000 円/戸
	②床・壁・天井のいずれか一面以上の防汚性もしくは防臭性のある仕上材への張替 【工事の例】 ・こどもが使用するリビングの壁紙を汚れにくい壁紙へ張替	
	③以下のいずれかのリフォーム工事 ア キッズスペースの設置もしくは改修 キッズスペース：こどもが就寝、勉強又は遊びのために使用する場所 イ 収納スペースの設置もしくは改修 ※広さ確保のための工事もしくは棚板等の造作に限る 【工事の例】 ・リビングにキッズスペースを造作 ・リビングにキッズスペースとして使用する造り付け家具を造作 ・収納広さ確保のため収納スペースを新設 ・押入れをクローゼットに改修・棚板等を造作	30,000 円/戸

R8変更

対象工事	要件	補助金の額
<p>こどもの 事故防止工事</p>	<p>こどもが使用する部分で、こどもが当事者となる事故の防止、又は被害の軽減を図ることが主たる目的である次のいずれかの工事であること。なお、家具・機器等は<u>工事で設置する固定のもの</u>に限る。ただし、バリアフリー化工事に該当する工事は除く。</p>	
	<p>①衝突事故防止 ア ドアストッパー／ドアクローザー設置 イ 造り付け家具の出隅面取り ※ア及びイの両方を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。</p>	5,000 円/戸
	<p>②落下防止 ア 落下防止柵／壁の設置</p>	5,000 円/戸
	<p>③指はさみ防止 ア 指詰め防止措置がとられた建具の設置 イ 建具への指はさみ防止ストッパーの設置 ウ 建具の吊元カバーの設置 ※ア～ウの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。</p>	5,000 円/戸
	<p>④進入・閉込防止 ア 浴室への進入を防止するための鍵の設置 イ 閉じ込め防止のための外から開錠できる鍵の設置 ウ チャイルドフェンスの設置 ※ア～ウの複数の工事を行っても補助金の額は 5,000 円/戸です。</p>	5,000 円/戸
<p>こどもを 見守りやすい 間取りへ変更</p>	<p>こどもを見守りやすい間取りとするための工事で、次のいずれかに該当する工事であること。</p>	
	<p>① 対面式キッチンへの変更 キッチンセットの交換を伴い、対面式キッチンへ変更する工事であること。</p>	90,000 円/戸
	<p>② キッチンに面したリビングへの変更 キッチン又はリビングの位置の変更を伴い、キッチンに面したリビングへ変更する工事であること。</p>	50,000 円/戸

	<p><①：工事例> 補助金額 90,000 円</p> <p>・対面形式キッチンへの変更</p>  <p>工事前</p> <p>工事後</p>	
	<p><②：工事例> 補助金額 50,000 円</p> <p>・台所（ダイニング）とリビングの間の壁を撤去し、LDK に改修</p>  <p>工事前</p> <p>工事後</p>	
	<p><①と②併用：工事例></p> <p>補助金額 90,000 円+50,000 円→上限 100,000 円</p> <p>・台所（ダイニング）とリビングの間の壁を撤去し、LDK に改修、かつ対面形式キッチンへ入替</p>  <p>工事前</p> <p>工事後</p>	
<p>家事負担の軽減に係る改修工事</p>	<p>子育てを行う上で家事負担の軽減を目的とした工事で、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>なお、家具・機器等は工事で設置する固定のものに限る。</p> <p>対面式キッチンへの変更と併用できます。</p>	
	<p>① ビルトイン食器洗機設置</p>	<p>21,000 円/戸</p>
	<p>② ビルトイン自動調理対応コンロ設置</p>	<p>14,000 円/戸</p>
	<p>③ 掃除しやすいレンジフード設置</p>	<p>13,000 円/戸</p>
	<p>④ 宅配ボックス設置</p>	<p>11,000 円/戸</p>

★ご注意ください★

○対象工事において使用する機器・材料は未使用品であるものが対象となります。既存の機器・部材の移設やリサイクル品の使用は、工事の対象となりません。

○対象工事は、一の工事ごとに同一工事業者に材工一括発注することが条件となります。

例)・手すりの材料と設置工事をA社、スロープの部材と取付け工事をB社に発注

⇒ 対象となる

・手すりの材料をA社、設置工事をB社に発注 ⇒ 対象とならない

・手すりを自ら購入、設置工事をA社に発注 ⇒ 対象とならない

○資材の購入のみでは補助の対象になりません。

○対象工事ごとに、複数の工事業者に発注することは可能です。

○本補助金は市内に本社、本店、支店、営業所がある法人又は市内の個人事業主（領収書の写し及び工事内訳証明書で市内の住所が確認できるものに限ります。）へ発注することが要件となります。

そのため、例えば個人事業主が自ら自宅を改修する場合は補助の対象となりません。（本人が代表を務める法人や本人とは別の個人事業主へ発注する場合は補助の対象となります。）

○市の他の補助制度の対象となっている工事の部分（補助対象経費に含まれている部分）は本事業の補助の対象となりません。ただし、それぞれの補助制度の対象となる工事の部分が違う箇所であれば、他の制度との併用は可能な場合があります。（同一の工事契約であっても、それぞれの補助を受ける工事費用（範囲）が明確に区分されていれば併給可能です。）

例1 （併給可能な例）

① 浴室改修工事：障がい者向け住宅リフォーム助成による補助金を活用

② トイレ改修工事：本事業の補助金を活用

例2 （併給可能な例）

① 浴室の手すり：介護保険を活用

② 浴室の外窓交換：本事業の補助金を活用

○国の住宅省エネ2026キャンペーン（みらいエコ住宅2026事業・先進的窓リノベ2026事業・給湯省エネ2026事業・賃貸集合給湯省エネ2026事業）との併用は可能です。

○一の工事は、複数の対象工事の対象となりません。

例)・こども部屋の床改修は、子育て対応工事の対象です（クッション床敷きにしてもバリアフリー化の対象とはなりません）。

・和式大便器から洋式便器への改修に伴い、節水型トイレを設置した場合は、バリアフリー化工事の対象です（節水型トイレの補助金を加算することはできません）。

※ただし、工事部分及びその目的が異なる場合は、複数の対象工事の対象となる場合がありますが、工事内訳証明書で工事費を明確に区分することが必要です。

例)・居室の床改修に伴い、断熱改修（断熱材敷き込み）、段差の解消（下地調整による段差解消）および転倒事故防止工事（クッション性のある床仕上げ材に改修）を行う場合は、それぞれ対象工事とすることができます

4. 申請に必要な書類

- ★申請に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんので、あらかじめ**コピー**をお取りください。
- ★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	① 補助金交付申請書 p.19~23 参照 【様式第1号（第一面～第五面）】
	② 対象工事を行う住宅の全景写真（カラー写真） p.24 参照 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>撮影の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供されていることが確認できること ・住宅の建て方（戸建て住宅もしくは共同住宅・長屋など）が確認できること ・申請時点の状況が確認できること <p>※低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。</p> </div>

★写真の提出方法について★

- ・申請時は【全景写真】のみで申請可能です。
- ・実績報告時に、【**工事前写真**】【**工事後写真**】の両方が必要となります。
【工事前写真】の不足があると、その工事を補助対象にすることができません。

※工事内容によっては、対象工事の施工状況が確認できる工事中的の写真などが必要となる場合があります（P16～P17 参照）。

撮り忘れると【工事前写真】【工事後写真】があっても補助対象とできない場合がありますのでご注意ください。

★交付決定後に対象工事を追加し補助金の増額を希望する場合★

- ・補助金交付変更申請書（別記様式第5号）を提出し、補助金交付変更決定通知を受けることで補助金額の増額変更を行うことができます。
- ・ただし、追加を希望する対象工事に着手していないことが条件となり、**変更決定通知書が交付されるまで追加を希望する対象工事に着手することはできません。**工事スケジュールと調整のうえ、ご検討ください。
- ・補助金額が減額となる場合や補助金額に変更がない場合は、変更申請書の提出は不要です。実績報告書類にて実際の工事内容を報告してください。

5. 実績報告に必要な書類

★実績報告に必要な部数は**1部**です。書類は返却できませんのであらかじめ**コピー**をお取りください。

★記入例・写真撮影例を参考に作成してください。

提出が必要な方	必要な書類
	<p>① 実績報告書 p.25 参照 【様式第3号】</p> <p>※交付決定（変更）後に工事内容が変更となり、対象工事が減った場合、補助金額は減額となりますが、対象工事が増えても、補助金額は増額されません。 なお、追加する対象工事に未着手の場合は変更申請ができる場合がありますので、13ページを参照ください。</p>
	<p>② 工事内訳証明書 p.26～27 参照 【様式第3号の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事業者の所在地は、新潟市内であること。 ・ 工事費総額（税抜き）は補助金額以上であること。 <p>※工事業者が工事内容と領収書の内訳を証明する書類です。 ※工事業者が複数いる場合は、業者ごとに作成してください。</p>
	<p>③ 領収書の写し p.29 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事業者の所在地は、新潟市内であること。 ・ 発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。 ・ 工事内訳証明書の工事費総額に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること。 ・ 領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。 ※原則として交付決定日以降であること。ただし、交付決定日以前の日付の場合は、交付決定日前に発行されたことに対し、合理的理由があることを記載してください。例）「契約時金」「前払金」など
すべての方	<p>④ 対象工事を行う箇所の工事前写真（カラー） p.30 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時点の状況が確認できること。 ・ 申請した工事箇所は全て撮影してください。 工事前写真を撮り忘れてしまった場合、原則、補助金の対象とできません。
	<p>⑤ 対象工事が行われたことが確認できる工事後写真（カラー） P.30 参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前の写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できる写真であること ・ 工事写真に不備がある場合、補助金の交付はできません。

工事前後写真（④・⑤）についての注意事項

撮影の注意事項

- ・ 申請した箇所は全て撮影すること。
- ・ 工事前後写真は**同じアングルで撮影**すること。
- ・ 低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真や、家具や遮蔽物等により工事前の状況が確認できない写真は、提出書類として認められません。
- ・ **写真撮影・追加書類の注意事項（P31～）をよくご確認の上、撮影してください。**

提出時の注意事項

- ・ 各写真は対象工事が明確に確認できる大きさと提出してください。
 工事写真台帳の使用をお願いします（電子申請の場合は必須です）。
- ・ 工事前後写真には**工事名称、工事前後、箇所名などの説明を記入**してください。
 例）リビング内窓大設置工事（施工前）、寝室断熱改修工事（施行中）など
 説明のないものは提出書類として認められません。
- ・ **窓の断熱改修工事は、工事写真にサイズ（大・中・小）を記入**してください。

6 市税納税証明書（新潟市制度用）コピー可 p.28 参照

- ・ **申請者の氏名と工事場所の住所が記載されたもの。**
 - ・ **令和8年度に発行されたもの。**
- ※居住予定で申請した場合は、住民異動の届出をしてから取得してください。

参考） 市税納税証明書の取得について

【発行窓口】古町ルフル3階（市民税課）、各区役所（中央区役所を除く）、出張所の窓口
（居住区でなくても取得できます）

【発行手数料】1部 300円

【代理申請】本人、世帯員以外の代理申請は委任状が必要です。
委任者が署名押印した委任状と代行者の本人確認書類を発行窓口にお持ち下さい。

【交付請求書・委任状の入手方法】発行窓口にて配布、新潟市ホームページにてダウンロード

（[新潟市 納税証明書交付](#) で検索）

様式など詳細はこちら

※郵送申請・電子申請が可能です。コンビニ交付はできませんのでご了承ください。
※1か月以内に納税（口座振替を含む）した方は、納税したことが確認できない場合がありますので、お手数でも必ず領収書または口座振替された通帳の写しを証明書発行窓口にお持ちください。なお、上記など証明書を当日発行できない場合がありますので、
期日に余裕を持って取得いただくようお願いいたします。
※詳しくは市民税課管理・証明係（025-226-2243）までお問い合わせください。



すべての方

7 子育て世帯又は高齢者世帯であることが確認できる書類

- ・ **子ども又は高齢者の氏名、住所（工事場所のもの）、生年月日が分かるもの**
- 【書類の例】
- ①住民票の写し（コピー可）
 - ②運転免許証のコピー
 - ③運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限り）のコピー
 - ④健康保険等の資格確認書のコピー
 - ⑤マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
 - ⑥母子健康手帳（世帯に妊娠している方がいる場合）
表紙及び氏名・住所が確認できるページのコピー
 - ・妊娠している人がいることが確認できること
 - ・妊娠している人の氏名及び住所が確認できること
- ・有効期限が設けられている場合は、有効期間内のものを添付してください。

8 補助金の振込先口座情報が確認できる書類 New

- ・通帳の写しなど、補助金振込先の**銀行名、支店名、預金種類、口座番号、名義人**が分かるもの

併用住宅・併用住戸の場合のみ

9 居住の用に供する部分を改修したことが確認できる書類

- ・居住部分と改修部分分かるもの
- 【書類の例】
- ・居住部分と居住以外の部分および改修部分分かる図面
 - ・改修した部分が居住部分であることが明確に分かる写真

該当者のみ

■その他市長が必要と認める書類

※対象となる住宅や世帯状況、工事内容などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求めることがあります。

工事内容によって提出するもの
p.16~17 参照

■工事内容によって必要な追加書類

- ・対象工事の内容によって追加書類が必要な場合があります。16～17ページの追加書類一覧を確認してください。
- ・ **追加書類に不備がある場合、補助金の交付はできません。**

6. 工事内容によって必要な追加書類一覧

対象工事によって、実績報告時に下記の追加書類が必要となります。

写真撮影・追加書類の注意事項（P31～）をよくご確認の上、ご準備ください。

対象工事	追加書類
バリアフリーリフォーム	
段差の解消	・段差にスケールを当てた写真（工事前後とも）
床のノンスリップ化	・納品書、請求書のいずれか ・「滑りにくい」の記載のあるカタログページ
クッション床敷き	・納品書、請求書のいずれか ・「クッション性あり」の記載があるカタログページ
人感センサー付き玄関照明	・納品書、請求書のいずれか ・当該機能付きと記載があるカタログページ
通路・開口部の拡幅、建具改修	・開口幅にスケールを当てた写真（工事前後とも）
浴室全体改修	・バリアフリー化、省エネ化工事の各項目の追加書類 【浴槽またぎ高さの改善を選択した場合】 ・またぎ高さにスケールを当てた写真（工事前後とも） 【高断熱浴槽または節湯水栓を選択した場合】 ・当該部分の写真 ・下記①～③のいずれか ①納品書、請求書のいずれか、および当該機能付きと記載があるカタログページ ②性能証明書 ③提案シートなど（申請者氏名や工事場所が確認できるものに限る）
浴室又は脱衣室の暖房機設置	・下記①または②のいずれか ①納品書、請求書のいずれか、および暖房機能付きと記載があるカタログページ ②暖房スイッチの写真
省エネ化リフォーム	
内窓設置	・下記①～③のいずれか ①内窓と外窓の区別が分かる写真 ②納品書もしくは性能証明書（対象箇所が確認できるものに限る） ③ラベルシールの写真
外窓交換	・下記①または②のいずれか ①納品書、性能証明書（対象箇所が確認できるものに限る） ②ラベルシールの写真
ガラス交換	・下記①または②のいずれか ①納品書、性能証明書（対象箇所が確認できるものに限る） ②ガラスの断熱性能を表示した伝票が貼ってあるガラスの写真
ドア交換	・下記①または②のいずれか ①納品書、性能証明書（対象箇所が確認できるものに限る） ②ラベルシールの写真
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修	・改修箇所を記載した全ての階の平面図もしくは間取図 【断熱材一体型の場合】 ・納品書、請求書のいずれか ・熱伝導率が確認できるカタログページ
高効率給湯器の設置	・銘板など製品名や品番の分かる写真、納品書のいずれか
節水型トイレへの交換	・納品書、請求書のいずれか ・節水型トイレであることが確認できるカタログページ

対象工事	追加書類
子育て対応リフォーム	
内部改修（床・壁・天井の仕上げ張替）	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、請求書のいずれか ・防汚性もしくは防臭性があることが確認できるカタログページ
サーモスタット式水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、請求書のいずれか ・当該機能付きと記載があるカタログページ
安全装置付調理器	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①または②のいずれか ①安全装置が確認できる写真 ②納品書、請求書のいずれか、および当該機能付きと記載があるカタログページ
ビルトイン食器洗機	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した食器洗機の内部が分かる写真
ビルトイン自動調理対応コンロ	<ul style="list-style-type: none"> ・下記①または②のいずれか ①自動調理機能が確認できる写真 ②納品書、請求書のいずれか、および当該機能付きと記載があるカタログページ
掃除しやすいレンジフード	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、請求書のいずれか ・「掃除しやすい」の記載があるカタログページ

7. その他申請にあたっての注意事項

●市の他の補助金等との併給について

- ・本事業による補助金は、市の他の補助制度と重複して受けることはできません。ただし、補助対象となる工事の部分がそれぞれ異なる部分であれば、併用が可能な場合があります。
- ・令和6年度以降に健幸すまいるリフォーム助成事業の補助金の交付を受けた方は申請できません。（補助金の交付を受けることができるのは「人」・「住宅」ともに一度のみとなります。）
- ・**国の住宅省エネ2026キャンペーン（みらいエコ住宅2026事業・先進的窓リノベ2026事業・給湯省エネ2026事業・賃貸集合給湯省エネ2026事業）との併用は可能です。**

●補助事業により取得した不動産等の適切な維持管理と関係書類の保管について

- ・補助事業により取得又は効用の増加した不動産等については、耐用年数を勘案した適当な期間中、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があるとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用・譲渡・交換・貸付・又は担保にすることはできません。
- ・本補助金に関する見積書や領収書その他対象工事の経費に関する書類は、5年間保管する必要があります。

●補助金交付の取消し・返還について

- ・補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、要綱の規定に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。
- ・交付決定を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

●アンケートなどへの協力について

- ・本補助金の交付を受けた方には、市からのアンケートや調査などの協力をお願いすることがあります。

●その他

- ・市で工事業者を紹介・あっ旋やリフォーム工事の標準価格を示すことはできません。
- ・**悪質リフォーム業者による被害報告が増加しています。消費者トラブルを防ぐため、工事の契約にあたっては内容を十分に確認したうえで複数社の見積もりをとるなどし、締結することが重要です。**
- ・工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは十分に検討してください。
- ・住宅リフォームに関する見積相談などは下記に相談することができます。



住まいるダイヤル 03-3556-5147（通話料がかかります）

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）

8. よくある質問

No	質問	回答
提出書類について		
1	申請時に提出する全景写真について、マンションの場合はマンション自体の外観で良いか。	共同住宅であることを確認するため、マンション自体の外観写真を提出してください。
2	申請した工事期間からずれが生じた場合は、実績報告時に正しい日付を記入すれば良いか。	申請時に記入いただく期間は予定ですので、実績報告時に正しい日付を記入してください。 なお、交付決定前に着手した工事は対象となりませんので、ご注意ください。
3	対象世帯であることを確認する書類は申請者のものが必要か。	申請者に限らず対象住宅に居住することもや高齢者の氏名、住所、生年月日が確認できる書類を提出してください。
4	工事代金を振り込みで支払ったため領収書を発行してもらっていないが、振込明細書等で代えることはできるか。	できません。工事業者から領収書を発行してもらってください。 なお、クレジット払いで領収書の発行がされない場合には、レシート及びカード利用明細を提出してください。
対象工事について		
5	浴室全体改修について、バリアフリー化もしくは省エネ化の複数の項目を満たした場合は、重複して申請することはできるか。	バリアフリー化、省エネ化ともいずれか1つ以上の項目を満たしていれば良いですが、複数の項目を満たしていたとしても重複して申請することはできません。
6	外窓の交換について、開口部の新設は対象外とあるが、フルリノベで間取りが変わった場合、窓のか所数が一緒であれば対象とできるか。	場所が完全に変わっているもの、開口部を拡幅したものについては対象外です。既存の窓にかかる部分の外窓の交換のみが対象となります。 間取りが大きく変わった場合、改修前後の図面を求めることがあります。
7	壁の断熱改修について、部分断熱は2面に面する角部屋でないと対象とならないのか。	部分断熱は該当する居室の外気に面する部分全てを改修すれば良いため、外気に面する面が1面であれば1面の改修で良いです。
8	床・壁・天井などの断熱改修について、トイレは対象となるか。	トイレは居室でないため対象外です。
9	子育て対応工事の内部改修について、こども部屋を作るための壁の造作とリビングの壁の張替えを行った場合、補助金額は各5万円合計10万円となるか。	子育て対応工事の内部改修は、それぞれ併用することができません。そのため、両方の工事を行った場合であっても補助金額は5万円となります。
10	子育て対応工事の内部改修について、リビングの一角にこどもが専用で勉強のために使用するスペースを造作するが、補助金額は5万円となるか。	こども部屋は「当該住宅に居住することもが就寝、勉強又は遊びのために専用で使用する壁、建具等で区画された室」としています。リビングの一角にスペースを造作する場合、こども専用の居室ではないため、キッズスペースの設置に該当し補助金額は3万円となります。

1（記入日） 2026年4月16日

（宛先）新潟市長

2（申請者）	〒 951-1234
現住所	新潟市中央区新島町通123-456
建物名、号室	はなのこまち
ふりがな	花野 古町
氏名	2000年12月21日
生年月日	123-2345-3456
電話番号	abc@def.com
Email	

新潟市健幸すまいるリフォーム助成事業 補助金交付申請書

健幸すまいるリフォーム助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

3	工事場所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる： 区
	住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅・併用住戸 ⇒ <input type="checkbox"/> 居住部分で行う工事です。
	住宅の建て方	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅・長屋等
4	補助対象世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て世帯（高校生相当年齢までの子ども又は妊娠している方が居住する世帯） <input type="checkbox"/> 高齢者世帯（65歳以上の方が居住する世帯）
	補助金申請額	100,000 円
5	補助金申請額内訳	別記様式第1号（第二面）から（第五面）「工事仕様書・補助金額計算シート」のとおり
	着手予定年月日	2026年6月1日
6	完了予定年月日	2026年6月30日
	補助対象要件に関する確認	<input checked="" type="checkbox"/> 申請内容は要綱に定める各条項に適合します。
7	確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 本人及びその世帯員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。
	手続代行者	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 健健幸すまいる ささの だんご 025-226-2815 笹野 田五 jukanky@city.niigata.lg.jp

本補助事業に係る申請等事務手続きの一切について、下記の者を代行者として委任します。

所在地	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010
会社名	健健幸すまいる
ふりがな	ささの だんご
電話番号	025-226-2815
担当者名	笹野 田五 jukanky@city.niigata.lg.jp

補助金交付申請書の記入例

必須

1	申請書類の記入日を記入してください。申請書の提出日と同じである必要はありません。
2	申請者の現在の住所・氏名・生年月日・電話番号（日中連絡が取れる番号）・Eメールアドレス（ある方のみ）を記入してください。 ※交付決定通知は、この欄に記載された住所に郵送します。
3	②に記入した住所で行う場合は、「現住所と同じ」に✓を入れてください。 居住予定の場合で現住所と工事場所が異なる場合は、「現住所と異なる」に✓を入れ、工事場所の住所を記入してください。
4	工事を行う住宅の種別を記入してください。 ※戸建住宅において、住宅以外の用途の部分があるものを「併用住宅」、共同住宅・長屋の住戸において、住宅以外の用途があるものを「併用住戸」といいます。 併用住宅・併用住戸の場合は、居住部分で行う工事であることを確認の上、✓を入れてください。
5	工事を行う住宅の建て方に✓を入れてください。（住宅の建て方はp.2をご確認ください。）
6	該当する補助対象世帯に✓を入れてください。 ※いずれにも該当しない場合は、補助の対象とはなりません。
7	補助金申請額を記入してください。（第二面）の補助金申請額と一致することを確認してください。 ※交付決定（変更）後に工事内容が変更となり、対象工事が減った場合、補助金額は減額となりますが、対象工事が増えても、補助金額は増額されません。
8	工事の着手予定年月日（申請受付日から2週間以後である必要があります）・完了予定年月日を記入してください。 ※申請受付から交付決定まで概ね2週間程度がかかります。余裕をもった予定としてください。 ※令和9年3月15日（月）までに実績報告書の提出がない場合、補助金は交付されません。
9	各条項とは以下の13項目です。必ず全てを確認しうえで申請書に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 交付決定を受けた後に対象工事に着手し、期限までに実績報告書を提出します。 <input type="checkbox"/> 要綱第14条の規定により、交付決定の取消しに係る部分に限り既に交付された補助金の返還を命じられた場合は、定められた期限までに返還します。 <input type="checkbox"/> 補助事業における経費の取立を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存します。 <input type="checkbox"/> 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数を勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にすることはありません。 <input type="checkbox"/> 市長が必要と認められた場合は、その求めに即し、補助事業に係るアンケート、報告、資料の提出、担当職員による現地調査等に協力します。 <input type="checkbox"/> 対象工事に係る機器及び材料は未使用品です。
10	手続を代行者に委任する場合は記入してください。 ※不備があった場合はすみやかに対応いただくため、「日中連絡が取れる電話番号」を記入してください。 一定期間対応のない場合は、不交付決定となり補助金が交付されない場合があります。
-	書類はA4サイズで提出してください。

工事仕様書・補助金額計算シート

1 <工事業者>

工事業者①	所在地	新潟市中央区古町通7-1010		
	会社名	(株)健幸すまい		
	実施工事	<input checked="" type="checkbox"/> バリアフリー工事	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て対応工事	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ化工事
工事業者②	所在地			
	会社名			
	実施工事	<input type="checkbox"/> バリアフリー工事	<input type="checkbox"/> 子育て対応工事	<input type="checkbox"/> 省エネ化工事
工事業者③	所在地			
	会社名			
	実施工事	<input type="checkbox"/> バリアフリー工事	<input type="checkbox"/> 子育て対応工事	<input type="checkbox"/> 省エネ化工事

<補助金申請額の算定>

工事の種類	補助金額計	補助金額合計 (①+②+③)
2 1. バリアフリー化工事	5,000 円 ①	5 104,000 円 ④
3 2. 子育て対応工事	55,000 円 ②	
4 3. 省エネルギー化工事	44,000 円 ③	

↓

補助上限額
100,000 円 ⑤

↓

補助金申請額 ④と⑤のいずれか小さい額 (10,000円以上で申請可)
6 100,000 円

補助金交付申請書（工事仕様書・補助金額計算シート）の記入例

必須

1	<p>工事業者の所在地、会社名を記入してください。 ※所在地は新潟市内であることを確認してください。 本社が市外、対象工事を行う支店が市内の場合、この欄には支店の所在地と会社名を記入してください。 本補助事業にかかる実施工事を✓してください。 ※複数の工事業者に依頼する場合は、②③の欄を使用し、それぞれ記入してください。</p>
2	<p>第三面（21 ページ参照）の「バリアフリー化工事 補助金額計」の金額を記入してください。</p>
3	<p>第四面（22 ページ参照）の「子育て対応工事 補助金額計」の金額を記入してください。</p>
4	<p>第五面（23 ページ参照）の「省エネルギー化工事 補助金額計」の金額を記入してください。</p>
5	<p>バリアフリー化工事、子育て対応工事、省エネルギー化工事の補助金額の合計を記入してください。</p>
6	<p>補助金額の合計と補助上限額（10万円）のいずれか小さい額をご記入ください。 補助金申請額が1万円以上となっていることをご確認ください。</p>
—	<p>書類は A4 サイズで提出してください。</p>

工事仕様書・補助金額計算シート（バリアフリー化工事）

1. バリアフリー化工事			
改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額
<input type="checkbox"/> 浴室全体改修			
<input type="checkbox"/> バリアフリー・省エネ化の両方を満たす		74,000円/戸	2 円
<input type="checkbox"/> バリアフリー・省エネ化のいずれかを満たす		50,000円/戸	円
<input checked="" type="checkbox"/> 手すり設置		5,000円/戸	5,000 円
<input type="checkbox"/> 段差解消/スロープ設置		5,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> 転倒事故防止		5,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> 通路・開口部拡幅/建具改修		5,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> エレベーター/階段昇降機設置		50,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> 浴室/脱衣室の暖房設置		5,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> 洋便器化		20,000円/戸	円
①バリアフリー化工事 補助金額計			3 5,000 円

補助金交付申請書（バリアフリーリフォーム工事）の記入例

必須

1	実施する工事に✓してください。
2	1で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
3	2で記入した補助金額の合計額を記入してください。 ここに記入した金額を第二面（20 ページ参照）の2番の欄に記入してください。
—	書類は A4 サイズで提出してください。

★間違いやすいポイント★

<補助金額>

- バリアフリーリフォームの補助単価は全て「一戸当たり」です。
同一の項目で複数の工事を行っても補助金額は増えません。

例) 手すり設置 (2 か所)、段差解消工事を行う場合

○ : 手すり設置 : 5,000 円 + 段差解消 : 5,000 円 = 10,000 円

× : 手すり設置 : 5,000 円 × 2 か所 + 段差解消 : 5,000 円 = 15,000 円

<ユニットバス設置（浴室全体改修）を選択する場合>

- 浴室内で行うバリアフリー化（手すりの設置、段差の解消・スロープの設置、床ノンスリップまたはクッション床敷き、開口部拡幅/建具改修、浴室暖房機の設置）、省エネ化（開口部の断熱改修、壁・床・屋根・天井の断熱改修）については、いずれも併用することはできません。

例) ユニットバス設置（手すり、段差解消、内窓取付を含む）工事を行う場合

○ ユニットバス設置（バリアフリー・省エネ化の両方を満たす）

× ユニットバス設置（バリアフリー・省エネ化の両方を満たす）

+ 段差解消/スロープの設置

例) ユニットバス設置（手すり、段差解消）と脱衣室の暖房機設置工事を行う場合

○ ユニットバス設置（バリアフリー・省エネ化の両方を満たす）

+ 浴室/脱衣室の暖房設置

工事仕様書・補助金額計算シート（子育て対応工事）

2. 子育て対応工事			
改修内容	工事が所数	補助単価	補助金額
<input type="checkbox"/> ① 子育て対応工事			
<input type="checkbox"/> こども部屋の増築		100,000円/戸	② 円
<input checked="" type="checkbox"/> 内部改修			50,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> こども部屋の壁造作		50,000円/戸	
<input type="checkbox"/> 床・壁・天井の仕上張替			
<input type="checkbox"/> キッズスペース他リフォーム		30,000円/戸	
こどもの事故防止工事			
<input type="checkbox"/> 衝突事故防止			円
<input type="checkbox"/> ドアストッパー/ドアクローザー		5,000円/戸	
<input type="checkbox"/> 造付家具の出隅面取			
<input type="checkbox"/> 落下防止			円
<input type="checkbox"/> 落下防止柵/壁の設置		5,000円/戸	
<input checked="" type="checkbox"/> 指はさみ防止			5,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 建具の設置		5,000円/戸	
<input type="checkbox"/> ストッパーの設置			
<input type="checkbox"/> 吊元カバーの設置			
<input type="checkbox"/> 進入・閉込防止			円
<input type="checkbox"/> 進入・閉込防止鍵		5,000円/戸	
<input type="checkbox"/> チャイルドフェンスの設置			
<input type="checkbox"/> 感電・火傷防止			円
<input type="checkbox"/> シャッター付きコンセント		5,000円/戸	
<input type="checkbox"/> 火傷防止カバー付水栓			
<input type="checkbox"/> サーモスタット式水栓			
<input type="checkbox"/> 安全装置付調理器			
こどもを見守りやすい間取りへ変更			
<input type="checkbox"/> 対面式キッチンへの変更		90,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> キッチンに面したりビングへの変更		50,000円/戸	円
家事負担の軽減に係る改修工事			
<input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機設置		21,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロ設置		14,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフード設置		13,000円/戸	円
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス設置		11,000円/戸	円
②子育て対応工事 補助金額計			③ 55,000 円

補助金交付申請書（子育て対応リフォーム工事）の記入例

必須

1	実施する工事に✓してください。 衝突事故防止、落下防止、指はさみ防止、進入・閉込防止、感電・火傷防止については、詳細な工事の内容（衝突事故防止の場合：ドアストッパー/ドアクローザーや造付家具の出隅面取など）も✓してください。
2	1で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
3	2で記入した補助金額の合計額を記入してください。 ここに記入した金額を第二面（20ページ参照）の3番の欄に記入してください。
-	書類はA4サイズで提出してください。

★間違いやすいポイント★

<補助金額>

- 子育て対応リフォームの補助単価は全て「一戸当たり」です。
同一の項目で複数の工事を行っても補助金額は増えません。

例) ドアストッパーの設置（衝突事故防止）、シャッター付きコンセント（感電・火傷防止）、火傷防止カバー付水栓（感電・火傷防止）工事を行う場合

- ドアストッパー/ドアクローザー（衝突事故防止）：5,000円
+ シャッター付きコンセント・火傷防止カバー付水栓（感電・火傷防止）：5,000円
= 10,000円
- × ドアストッパー/ドアクローザー（衝突事故防止）：5,000円
+ シャッター付きコンセント（感電・火傷防止）：5,000円
+ 火傷防止カバー付水栓（感電・火傷防止）：5,000円
= 15,000円



補助金交付申請書（省エネ化リフォーム工事）の記入例

別記様式第1号（第五面）（第6条関係）

工事仕様書・補助金額計算シート（省エネ化工事）

3. 省エネ化工事			
改修内容	工事が所数	補助単価	補助金額
開口部の断熱改修			
<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置（大：2.8㎡以上）	2 か所	12,000円/か所	24,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置（中：1.6㎡以上2.8㎡未満）	2 か所	10,000円/か所	20,000 円
<input type="checkbox"/> 内窓設置（小：1.6㎡未満）	か所	8,000円/か所	円
<input type="checkbox"/> 外窓交換（大：2.8㎡以上）	か所	12,000円/か所	円
<input type="checkbox"/> 外窓交換（中：1.6㎡以上2.8㎡未満）	か所	10,000円/か所	円
<input type="checkbox"/> 外窓交換（小：1.6㎡未満）	か所	8,000円/か所	円
<input type="checkbox"/> ガラス交換（大：1.4㎡以上）	枚	5,000円/枚	円
<input type="checkbox"/> ガラス交換（中：0.8㎡以上1.4㎡未満）	枚	4,000円/枚	円
<input type="checkbox"/> ガラス交換（小：0.8㎡未満）	枚	1,000円/枚	円
<input type="checkbox"/> ドア交換 （大：開戸1.8㎡以上、引戸3.0㎡以上）	か所	18,000円/か所	円
<input type="checkbox"/> ドア交換（小：上記未満）	か所	16,000円/か所	円
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修 ※居住の用に供する居室、浴室、脱衣室のみ対象			
<input type="checkbox"/> 外壁	室	28,000円/室	円
<input type="checkbox"/> 屋根・天井	室	10,000円/室	円
<input type="checkbox"/> 床	室	18,000円/室	円
高効率給湯器			
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置	台	15,000円/台	円
節水型トイレ			
<input type="checkbox"/> 節水型トイレへの交換	か所	10,000円/か所	円
③省エネ化工事 補助金額計			44,000 円

1	実施する工事に✓してください。 開口部の断熱改修の場合、それぞれ大きさに✓を入れてください。
2	1で✓を入れた工事について、工事を実施するか所、枚数、室数、台数を記入してください。
3	2で記入した工事箇所等に補助単価を乗じた金額を記入してください。
4	2で記入した補助金額の合計額を記入してください。 ここに記入した金額を第二面（20ページ参照）の4番の欄に記入してください。
-	書類はA4サイズで提出してください。

★間違いやすいポイント★

<補助金額>

- 開口部の断熱改修の補助単価は「か所（枚）当たり」です。
改修を行ったか所数により補助金額が決まります。
例) 掃出し窓の内窓設置（2か所）、腰窓の内窓設置（2か所）工事を行う場合
○ 内窓設置（大）：2か所×12,000円/か所
+ 内窓設置（中）：2か所×10,000円/か所 = 44,000円
- 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修の補助単価は「一室当たり」です。
改修を行った部屋の数により補助金額が決まります。
ただし、対象となる部屋は居間・寝室などの居室、浴室、もしくは脱衣室に限ります。
例) 居間の断熱改修（外壁・床）を行う場合
○ 外壁：28,000円 + 床：18,000円 = 46,000円
例) 居間の断熱改修（外壁）と寝室の断熱改修（外壁）を行う場合
○ 外壁（居間）：28,000円 + 外壁（寝室）：28,000円 = 56,000円

1

**【注意】 写真撮影について（共通）**

- **住宅の種別**（専用住宅または併用住宅・併用住戸）と**住宅の建て方**（戸建て住宅または共同住宅・長屋等）を確認するためのものです。
- マンションなど共同住宅の場合は、建物全体を写してください。
- 撮影日は問いませんが、申請時点の状況が確認できるものを提出してください。
- 写真の大きさは**L判程度以上**としてください。
- 写真は**対象物が明確に確認できるもの**としてください。
- 写真が小さすぎる、ぼやけている、かすれている、逆光、暗いなどにより状況確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 白黒写真は認められません。必ず**カラー**で撮影・提出してください。

1 (記入日) 2026年7月1日

(宛先) 新潟市長

2 (申請者)

住所	〒 951-1234 新潟市 中央 区
建物名、号室	新島町通123-456
ふりがな	はなの こまち
氏名	花野 古町
電話番号	123-2345-3456
Email	abc@def.com

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業 実績報告書

健幸すまいリフォーム助成事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。
なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

交付決定日及び番号	3	2026年4月30日	第 88888 号
変更交付決定日及び番号	4	年 月 日	第 -2号
着手年月日	5	2026年5月16日	
完了年月日	6	2026年6月20日	

<補助金の額の算定>

7

バリアフリー化工事にかかる補助金額小計	① 様式第3号の2（第一面から転記）	5,000 円
子育て対応工事にかかる補助金額小計	② 様式第3号の2（第二面から転記）	55,000 円
省エネ化工事にかかる補助金額小計	③ 様式第3号の2（第三面から転記）	44,000 円
合計（①+②+③）	④	104,000 円
交付決定額	⑤	100,000 円
補助金の額 （④か⑤のいずれか小さい額）		100,000 円

補助金の振込先	金融機関名	9 ○×△ 銀行 新潟 支店							
	預金種類 口座番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6	7
	1	2	3	4	5	6	7		
	フリガナ	ハナノ コマチ							
名義人	花野 古町								

※振込先の名義人は原則として、申請者と同一としてください。

実績報告書（様式第3号）の記入例

必須

1	申請書類の記入日を記入してください。実績報告書の提出日と同じ必要はありません。
2	申請者の現在の住所・氏名・電話番号（日中連絡が取れる番号）・Eメールアドレス（ある方のみ）を記入してください。 ※申請時に居住予定だった場合は、引っ越し後の住所（工事場所）を記載してください。
3	交付決定通知書に記載された日付・番号を記入してください。
4	交付決定変更通知を受けた場合は、通知書に記載された日付・番号を記入してください。
5	補助対象工事に着手した日付を記入してください。 ※「交付決定日」より前の日付の場合、事前着手となり補助金交付ができません。
6	事業が完了した日付（ 工事完了日、工事内訳証明書の証明日、または領収書の発行日のうちの最も遅い日付以降 ）を記入してください。
7	各工事にかかる補助金額の合計を工事内訳証明書から転記してください。
8	交付決定通知書に記載された「交付決定額」を記入してください。 交付決定変更通知を受けた場合は、「変更交付決定額」を記入してください。
9	補助金の交付先を記入してください。（口座振込みとなります。） ※振込みは、原則として申請者名の口座となります。 ※申請者の同居家族の場合に限り、別途委任状を提出することで申請者名以外の口座に振り込みをすることができますので、お問い合わせください。なお、工事業者など申請者の同居家族以外の口座に補助金を振り込むことはできません。 ※通帳の写しなど、補助金振込先の 銀行名、支店名、預金種類、口座番号、名義人 が分かるものを添付してください。
—	書類は A4 サイズで提出してください。

①（証明日） 2026 年 6 月 20 日

（宛先）新潟市長

②（工事業者）

所在地	〒 951-8554 新潟市中央区古町通7-1010
会社名	㈱健幸すまい
代表者名	代表取締役 新潟 太郎
電話番号	025-226-2815
担当者名	笹野 団五
Email	jukankyo@city.niigata.lg.jp

工事内訳証明書

健幸すまいリフォーム助成事業の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は工事の内容及び内訳明細表のとおりであること、また、実績報告書に添付した領収書には本証明書の内容を含むことを証明します。

対象工事にかかる 工事費総額	③ 850,000 円（税抜） (A) + (B) + (C)
-------------------	------------------------------------

工事の内容及び内訳明細表

1. バリアフリー化工事

改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額	工事費（税抜）
④ <input type="checkbox"/> 浴室全体改修				
<input type="checkbox"/> バリアフリー・省球化の両方を満たす		74,000円/戸	⑥ 円	⑦ 円
<input type="checkbox"/> バリアフリー・省球化のいずれかを満たす		50,000円/戸	円	円
<input checked="" type="checkbox"/> 手すり設置		5,000円/戸	5,000 円	50,000 円
<input type="checkbox"/> 段差解消/スロープ設置		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 転倒事故防止		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 通路・開口部拡幅/建具改修		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> エレベーター/階段昇降機設置		50,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 浴室/脱衣室の暖房設置		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 洋便器化		20,000円/戸	円	円
バリアフリー化工事 小計			① ⑧ 5,000 円	(A) ⑨ 50,000 円

→別記様式第3号 実績報告書へ転記

工事内訳証明書（様式第3号の2）の記入例

必須

【注意】 工事内訳証明書について

・本事業に係る工事内容と工事の内訳を確認するための書類になります。

※工事業者（申請者から工事を請け負った業者）に作成を依頼してください。

※複数の工事業者が工事を実施した場合は、それぞれの工事業者ごとに作成してください。

1	本書類の証明日を記入してください。
2	工事業者の所在地・会社名・代表者名・電話番号（日中連絡が取れる番号）・担当者名・Eメールアドレス（ある方のみ）を記入してください。 ※所在地が新潟市内のものが対象です。
3	対象工事にかかる工事費の総額（税抜き）を記入してください。 （第一面）から（第三面）の（A）+（B）+（C）の合計額となっていることをご確認ください。 ※補助対象外の工事は含めないでください。 ※工事費総額が補助金の額を超えていることを確認してください。
4	実施した工事に✓を入れてください。
5	1で✓を入れた工事について、工事を実施するか所数等を記入してください。
6	<省エネ化工事の場合> 5で記入した工事か所数等に補助単価を乗じた金額を記入してください。 <上記以外の工事の場合> 4で✓を入れた工事について、補助単価の金額を記入してください。
7	4で✓を入れた工事について、実際にかかった工事費（税抜き）を記入してください。 ※工事費には材料費、施工費、諸経費を含みます。
8	6で記入した補助金額の小計を記入してください。
9	7で記入した工事費の小計を記入してください。
—	書類はA4サイズで提出してください。

別記様式第3号の2(第二面)(第11条関係)

改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額	工事費(税抜)
<input type="checkbox"/> こども部屋の増築		100,000円/戸	6 円	7 円
<input checked="" type="checkbox"/> 内部改修				
<input checked="" type="checkbox"/> こども部屋の壁造作		50,000円/戸	50,000 円	500,000 円
<input type="checkbox"/> 床・壁・天井の仕上張替				
<input type="checkbox"/> キッズスペース他リフォーム		30,000円/戸		
こどもの事故防止工事				
<input type="checkbox"/> 衝突事故防止				
<input type="checkbox"/> トアストップ/ドアコーサー		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 造付家具の出隅面取				
<input type="checkbox"/> 落下防止		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 落下防止柵/壁の設置				
<input checked="" type="checkbox"/> 指はさみ防止				
<input checked="" type="checkbox"/> 建具の設置		5,000円/戸	5,000 円	52,000 円
<input type="checkbox"/> ストッパーの設置				
<input type="checkbox"/> 吊元カバーの設置				
<input type="checkbox"/> 進入・閉込防止				
<input type="checkbox"/> 進入・閉込防止鍵		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> チャイルドフェンスの設置				
<input type="checkbox"/> 感電・火傷防止				
<input type="checkbox"/> シャッター付きコンセント		5,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 火傷防止カバー付水栓				
<input type="checkbox"/> サーモスタット式水栓				
<input type="checkbox"/> 安全装置付調理器				
こどもを見守りやすい間取りへ変更				
<input type="checkbox"/> 対面式キッチンへの変更		90,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> キッチンに面したりビングへの変更		50,000円/戸	円	円
家事負担の軽減に係る改修工事				
<input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機設置		21,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロ設置		14,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフード設置		13,000円/戸	円	円
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス設置		11,000円/戸	円	円
②子育て対応工事 小計	8	② 55,000 円	(B) 552,000 円	9

→別記様式第3号 実績報告書へ転記

別記様式第3号の2(第三面)(第11条関係)

改修内容	工事か所数	補助単価	補助金額	工事費(税抜)
開口部の断熱改修				
<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置(大:2.8㎡以上)	2 か所	12,000円/か所	6 24,000 円	7 130,000 円
<input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置(中:1.6㎡以上2.8㎡未満)	2 か所	10,000円/か所	20,000 円	118,000 円
<input type="checkbox"/> 内窓設置(小:1.6㎡未満)	か所	8,000円/か所	円	円
<input type="checkbox"/> 外窓交換(大:2.8㎡以上)	か所	12,000円/か所	円	円
<input type="checkbox"/> 外窓交換(中:1.6㎡以上2.8㎡未満)	か所	10,000円/か所	円	円
<input type="checkbox"/> 外窓交換(小:1.6㎡未満)	か所	8,000円/か所	円	円
<input type="checkbox"/> ガラス交換(大:1.4㎡以上)	枚	5,000円/枚	円	円
<input type="checkbox"/> ガラス交換(中:0.8㎡以上1.4㎡未満)	枚	4,000円/枚	円	円
<input type="checkbox"/> ガラス交換(小:0.8㎡未満)	枚	1,000円/枚	円	円
<input type="checkbox"/> ドア交換(大:開戸1.8㎡以上、引戸3.0㎡以上)	か所	18,000円/か所	円	円
<input type="checkbox"/> ドア交換(小:上記未満)	か所	16,000円/か所	円	円
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修 ※居住の用に供する居室、浴室、脱衣室のみ対象				
<input type="checkbox"/> 外壁	室	28,000円/室	円	円
<input type="checkbox"/> 屋根・天井	室	10,000円/室	円	円
<input type="checkbox"/> 床	室	18,000円/室	円	円
高効率給湯器				
<input type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置	台	15,000円/台	円	円
節水型トイレ				
<input type="checkbox"/> 節水型トイレへの交換	か所	10,000円/か所	円	円
③省エネ化工事 小計			8 ③ 44,000 円	(C) 248,000 円 9

→別記様式第3号 実績報告書へ転記

領収書の参考例

【注意】 領収書について

- ・本事業に係る工事の履行、発注者（申請者）と受注者（工事業者）との間で金銭の授受が確実に行われていることを確認するための書類になります。工事業者に発行を依頼してください。
- ※当該対象工事に係る支払であることが確認できないため、領収書の代替書類として振込明細書等は認められません。

領収書は以下の内容が確認できるものとしてください。

1	年月日 領収書の発行日（工事代金の領収日）が確認できること。 ※原則として交付決定日以降であること。ただし、交付決定日以前の日付の場合は、交付決定日以前に発行されたことに対し、合理的な理由があることを記載してください。 例）「契約時金」「前払金」など
2	宛名 ・発注者（＝申請者）宛になっていること。申請者名の入った連名も可。
3	金額及び支払い内容 ・実績報告時に提出いただいた「工事内訳証明書」の工事費総額に消費税を加えた額以上の額であることが確認できること ・但し書きで、当該対象工事に係る金額を含む支払いであることが確認できること
4	発行者 ・市内の住所が確認できること
5	収入印紙 ・消印が押してあること ※「金額が5万円未満（税抜）の領収書の場合」、「収入印紙が不要である旨が分かる記述がある場合」、「クレジット払いの記述がある場合」は不要です。

収入
印紙

領 収 書

●●年●●月●●日

2 花野 古町 様

3 ¥ 5,500,000 (税抜金額 5,000,000)

但し、バリアフリーリフォーム工事及びその他のリフォーム工事代として上記金額正に領収いたしました。

4 新潟県新潟市中央区古町通 7-1010
電話／025-226-2815
(株) 健幸すまい

工事前後写真（実績報告時）の写真撮影例



1 工事前 部屋名 2 寝室① 工事内容 3 内窓設置(中)



1 工事後 部屋名 2 寝室① 工事内容 3 内窓設置(中)

【注意】 工事前後写真について

- 申請された改修工事の対象箇所の工事前の状況と、改修工事が確実に実施されたことを確認するためのものです。
- 実績報告時に提出した工事内訳証明書（【別記様式第3号の2（第一面～第三面）】に記載した**対象工事箇所全ての「工事前写真」および「工事後写真」が必要**です。
- 省エネ化工事の場合、対象工事の箇所1か所ごとに工事前後写真を撮影してください。
- **工事前写真と工事後写真は、同じアングルで撮影するなど、工事前後の状況が比較できる写真としてください。**
- 間取りの大幅な変更を行うなど、住宅全体の全面的な改修を行う場合は、改修前の居室を全室撮影してください。
- 併用住宅の場合は、居住部分で行う工事であることが確認できるよう、撮影してください。
- **工事前後写真がない部分は、申請していても補助対象とすることができません。**
- **工事内容によっては、工事中の写真を求める場合があります。**
- 家具、家電や敷物、カーテン等遮蔽物の無い状態で撮影してください。対象工事箇所が確認できない場合、補助対象とすることができません。
- 対象工事にかかる具体的な撮影方法や注意事項は、PO写真撮影・追加資料の注意事項を確認してください。

1	「工事前」もしくは「工事後」写真であることが分かるように記入してください。
2	工事箇所が特定できるよう「部屋名」を記入してください。
3	工事の内容を具体的に記入してください。

新潟市 健幸すまいリフォーム助成事業 写真撮影・追加資料の注意事項

健幸すまいリフォーム助成事業を申請する際に、注意していただきたい事項をまとめています。
工事写真の撮影前、追加資料の提出前にご確認ください。

なお、写真の撮影例等は一例を掲載しています。審査の結果、追加で写真や資料をお願いすることもありますので、ご了承ください。

工事写真・追加資料についての注意事項

撮影の注意事項

- 申請した箇所は全て撮影すること。
- 工事前後写真は**同じアングルで撮影**すること。
- 低画質のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、逆光、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真や、家具や遮蔽物等により工事前の状況が確認できない写真は、提出書類として認められません。

提出時の注意事項

- 各写真は対象工事が明確に確認できる大きさと提出してください。
写真の提出の際には工事写真台帳の使用をお願いします（電子申請の場合は必須です）
- 工事前後写真には**工事名称、工事前後、箇所名などの説明を記入**してください。
例）リビング内窓大設置工事（施工前）、寝室断熱改修工事（施工中）など
説明のないものは提出書類として認められません。
- **開口部の断熱改修工事は、工事写真にサイズ（大・中・小）を記入**してください。
- 開口部の断熱改修工事の追加資料として性能証明書や納品書などを提出する場合は、工事写真と突合できるように、工事写真と同じ箇所名や番号などを記入してください。また、写真と追加資料の並び順を揃えてご提出ください。

工事写真・追加資料

I. バリアフリー化工事

対象工事	工事写真・追加資料	撮影方法・注意事項
手すりの設置	工事前写真	□手すりの設置予定箇所が確認できること
	工事後写真	□手すりを設置したことが確認できること
段差の解消 スロープの設置 p.38 参照	工事前写真	□段差部分の全体が確認できること □段差を解消するために行う工事（床改修、敷居や見切りの撤去、スロープの設置など）の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	□解消した段差部分の全体が確認できること □段差を解消するために行った工事の全体が確認できること
	段差にスケールを当てた写真（工事前後とも）	□段差にスケールを当て、0点と基準点が確認できること □スケールの数字が読み取れること ※1枚に収まりきらない場合は、0点と基準点が写っている全体写真と基準点の寸法部分の拡大写真に分けても良い
転倒事故防止	工事前写真	□転倒事故を防止するために行う工事（床改修、人感センサー付き玄関照明設置、足元灯設置など）の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	□転倒事故を防止するために行った工事の全体が確認できること

床ノンスリップ化の場合	納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した床材のメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 「滑りにくい」の記載が確認できること
クッション床敷きの場合	納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した床材のメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 「クッション性あり」の記載が確認できること
人感センサー付き玄関照明の場合	納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した照明のメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 人感センサー付きであることが確認できること
通路・開口部の拡幅、建具改修	工事前写真	<input type="checkbox"/> 開口を拡幅するために行う工事（通路・開口部改修、建具改修など）の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 開口を拡幅するために行った工事の全体が確認できること
	開口幅にスケールを当てた写真（ <u>工事前後とも</u> ）	<input type="checkbox"/> 有効開口幅（建具の枠やドアの厚み、戸の引き残しなどを除いた幅）にスケールを当て、0点と基準点が確認できること <input type="checkbox"/> スケールの数字が読み取れること ※1枚に収まりきらない場合は、0点と基準点が写っている全体写真と基準点の寸法部分の拡大写真に分けても良い
エレベーター/階段昇降機の設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> エレベーターもしくは階段昇降機の設置予定箇所が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> エレベーターもしくは階段昇降機を設置したことが確認できること
浴室全体改修	工事前写真	<input type="checkbox"/> 既存の浴室全体（床・壁・天井）が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 工事後の浴室全体（床・壁・天井）が確認できること
手すりの設置	※「手すりの設置」の項を参照	
段差の解消、スロープの設置	※「段差の解消、スロープの設置」の項を参照	
床ノンスリップ化またはクッション床敷き	※「転倒事故防止の床ノンスリップ化またはクッション床敷き」の項を参照	
通路・開口部の拡幅、建具改修	※「通路・開口部の拡幅、建具改修」の項を参照	
浴槽またぎ高さの改善	浴槽またぎ高さにスケールを当てた写真（ <u>工事前後とも</u> ）	<input type="checkbox"/> 浴槽またぎ高さにスケールを当て、0点と基準点が確認できること <input type="checkbox"/> スケールの数字が読み取れること ※1枚に収まりきらない場合は、0点と基準点が写っている全体写真と基準点の寸法部分の拡大写真に分けても良い
浴室暖房機の設置	※「浴室又は脱衣室の暖房機設置」の項を参照	
開口部の断熱改修	※「開口部の断熱改修」の項を参照	
外壁、屋根又は天井、床の断熱改修	※「外壁、屋根又は天井、床の断熱改修」の項を参照	

高断熱浴槽 の設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> 既存の浴槽が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 工事後の浴槽が確認できること
	①～③のいずれか	
	① 納品書、請求書のい ずれか カタログページ	<input type="checkbox"/> 使用した高断熱浴槽のメーカー名、製品名や品番が 確認できること <input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 高断熱浴槽であることが確認できること
	② 性能証明書	<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽であることが確認できること
	③ 提案シートなど	<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽であることが確認できること <input type="checkbox"/> 申請者氏名もしくは工事場所が確認できること
	節湯水栓の 設置	工事前写真
工事後写真		<input type="checkbox"/> 工事後の水栓が確認できること
①～③のいずれか		
① 納品書、請求書のい ずれか カタログページ		<input type="checkbox"/> 使用した節湯水栓のメーカー名、製品名や品番が確 認できること <input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 節湯水栓であることが確認できること
② 性能証明書		<input type="checkbox"/> 節湯水栓であることが確認できること
③ 提案シートなど		<input type="checkbox"/> 節湯水栓であることが確認できること <input type="checkbox"/> 申請者氏名もしくは工事場所が確認できること
浴室又は脱衣室 の暖房機器設置		工事前写真
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 暖房機器を設置したことが確認できること <input type="checkbox"/> 浴室又は脱衣室であることが確認できること
	①か②のいずれか	
	① 暖房スイッチの写真	<input type="checkbox"/> 暖房機能があることが確認できるか
	② 納品書、請求書のい ずれか カタログページ	<input type="checkbox"/> 使用した暖房機のメーカー名、製品名や品番が確認 できること <input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 暖房機能があることが確認できること
	洋便器化	工事前写真
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 洋式便器に取り替えたことが確認できること

Ⅱ. 省エネ化リフォーム工事

対象工事	工事写真・追加資料	撮影方法・注意事項
内窓設置	工事前写真（住宅内部から撮影したもの）	<input type="checkbox"/> 住宅内部から撮影し、開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 内窓の設置予定箇所が確認できること
	工事後写真（住宅内部から撮影したもの）	<input type="checkbox"/> 住宅内部から撮影し、内窓を設置したことが確認できること
	①～③のいずれか	
	① 内窓と外窓の区別が分かる写真 p.39 参照	<input type="checkbox"/> 二重であることが分かる、鍵が2つあるなど、内窓と外窓の区別が確認できること
	② 納品書もしくは性能証明書	<input type="checkbox"/> 箇所名や番号が記入され工事写真と突合できること <input type="checkbox"/> 窓の大きさ、断熱性能が確認できること
	③ ラベルシールの写真	<input type="checkbox"/> 製品名や品番が確認できること

外窓交換	工事前写真	<input type="checkbox"/> 工事前の開口部全体が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 工事後の開口部全体が確認できること	
	①か②のいずれか		
	① 納品書もしくは性能証明書	<input type="checkbox"/> 箇所名や番号が記入され工事写真と突合できること <input type="checkbox"/> 窓の大きさ、断熱性能が確認できること	
	② ラベルシールの写真	<input type="checkbox"/> 製品名や品番が確認できること	
ガラス交換	工事前写真	<input type="checkbox"/> 工事前のガラス全体が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 工事後のガラス全体が確認できること	
	①か②のいずれか		
	① 納品書もしくは性能証明書	<input type="checkbox"/> 箇所名や番号が記入され工事写真と突合できること <input type="checkbox"/> ガラスの大きさ、断熱性能が確認できること	
	② ガラスの断熱性能を表示した伝票が貼ってあるガラスの写真	<input type="checkbox"/> 対象となるガラスに貼ってあることが確認できること <input type="checkbox"/> 文字が読め、断熱性能が確認できること	
ドア交換	工事前写真	<input type="checkbox"/> 工事前のドア全体が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 工事後のドア全体が確認できること	
	①か②のいずれか		
	① 納品書もしくは性能証明書	<input type="checkbox"/> 箇所名や番号が記入され工事写真と突合できること <input type="checkbox"/> ドアの大きさ、断熱性能が確認できること	
	② ラベルシールの写真	<input type="checkbox"/> 製品名や品番が確認できること	
外壁、屋根、天井 又は床の断熱改修			
断熱材敷込の場合 p.40 参照	工事前写真	<input type="checkbox"/> 対象の面全てが確認できること 【既存仕上げを撤去し施工する場合】 <input type="checkbox"/> 既存仕上げを撤去し下地組もしくは既存断熱材が確認できること 【既存仕上げの上に施工する場合】 <input type="checkbox"/> 既存仕上げの状態が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 対象の面全てが確認できること <input type="checkbox"/> 仕上げを行う前の、対象の面全てに新規断熱材を敷き込んだことが確認できること <input type="checkbox"/> 使用した断熱材が確認できること	
	全ての階の平面図もしくは間取図	<input type="checkbox"/> 断熱材を施工した範囲が確認できること <input type="checkbox"/> 対象の面が外気に面することが確認できること	
	断熱材一体型の場合	工事前写真	<input type="checkbox"/> 対象の面全てが確認できること <input type="checkbox"/> 既存仕上げの状態が確認できること
		工事後写真	<input type="checkbox"/> 対象の面全てが確認できること <input type="checkbox"/> 断熱材一体型の仕上げが確認できること
		全ての階の平面図もしくは間取図	<input type="checkbox"/> 断熱材を施工した範囲が確認できること <input type="checkbox"/> 対象の面が外気に面すること確認できること
		納品書、請求書、製品名の分かる写真のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した材料のメーカー名、製品名や品番が確認できること
		カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 熱伝導率が確認できること

高効率給湯器の設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> 給湯器の設置予定箇所が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 給湯器を設置したことが確認できること
	銘板など製品名や品番の分かる写真、納品書、保証書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した給湯器の製品名(エコジョーズやヒートポンプ給湯器などの表示)や品番が確認できること
節水型トイレへの交換	工事前写真	<input type="checkbox"/> 既存のトイレが確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> トイレ(大便器に限る)を交換したことが確認できること
	納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 交換したトイレのメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 節水型トイレであることが確認できること

Ⅲ. 子育て対応工事

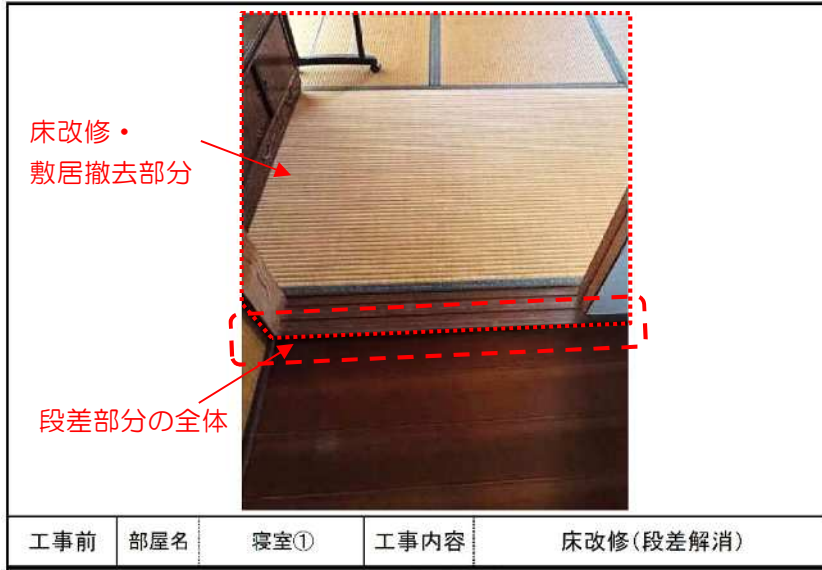
対象工事	工事写真・追加資料	撮影方法・注意事項
こども部屋の増築	工事前写真	<input type="checkbox"/> 増築工事を行う予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 増築工事を行った箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 増築部分がこども部屋であることが確認できること
内部改修		
こども部屋において行う壁の造作	工事前写真	<input type="checkbox"/> 壁の造作を行う予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 壁の造作を行った箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事を行った部屋がこども部屋であることが確認できること
床・壁・天井の仕上げ張替	工事前写真	<input type="checkbox"/> 対象工事を行う面全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 対象工事を行った面全体が確認できること
	納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した材料のメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 防汚性もしくは防臭性があることが確認できること
以下のいずれかのリフォーム工事		
キッズスペース	工事前写真	<input type="checkbox"/> キッズスペースの設置(改修)予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> キッズスペースの設置(改修)箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> キッズスペースであることが確認できること
収納スペース	工事前写真	<input type="checkbox"/> 収納スペースの設置(改修)予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 収納スペースの設置(改修)箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 広さ確保のための工事もしくは棚板等の造作であることが確認できること

こどもの事故防止		
衝突事故防止	工事前写真	<input type="checkbox"/> 衝突事故を防止するために行う工事の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 衝突事故を防止するために行った工事の箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事で設置した固定されたものであることが確認できること
落下防止	工事前写真	<input type="checkbox"/> 落下を防止するために行う工事の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 落下を防止するために行った工事の箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事で設置した固定されたものであることが確認できること
指はさみ防止	工事前写真	<input type="checkbox"/> 指はさみを防止するために行う工事の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 指はさみを防止するために行った工事の箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事で設置した固定されたものであることが確認できること
進入・閉込防止	工事前写真	<input type="checkbox"/> 進入・閉込を防止するために行う工事の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 進入・閉込を防止するために行った工事の箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事で設置した固定されたものであることが確認できること
感電・火傷防止	工事前写真	<input type="checkbox"/> 感電・火傷を防止するために行う工事の予定箇所全体が確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 感電・火傷を防止するために行った工事の箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事で設置した固定されたものであることが確認できること
サーモスタット式水栓	納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した水栓のメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> サーモスタット式であることが確認できること
安全装置付調理器	①か②のいずれか	
	① 安全装置が確認できる写真	<input type="checkbox"/> 「チャイルドロック」等安全装置付であることが確認できること
	② 納品書、請求書のいずれか	<input type="checkbox"/> 使用した調理器のメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ	<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 「チャイルドロック」等安全装置付であることが確認できること
対面式キッチンへの変更	工事前写真	<input type="checkbox"/> 既存のキッチンセット全体が確認できること <input type="checkbox"/> 既存が対面式キッチンでないことが確認できること
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 工事後のキッチンセット全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事後のキッチンがリビングと対面式になったことが確認できること

キッチンに面したリビングへの変更	工事前写真	<input type="checkbox"/> 対象工事（壁・建具の撤去など）を行う予定箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 既存のキッチン全体が確認できること <input type="checkbox"/> 既存のキッチンがリビングに面していないことが確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 対象工事を行った箇所全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事後のキッチンおよびリビング全体が確認できること <input type="checkbox"/> 工事後のキッチンとリビングが面していることが確認できること	
家事負担の軽減に係る改修工事			
ビルトイン食洗機設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> ビルトイン食洗機の設置予定箇所が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> ビルトイン食洗機を設置したことが確認できること	
	設置した食洗機の内部が分かる写真	<input type="checkbox"/> 食洗機であることが確認できること	
ビルトイン自動調理対応コンロ設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロの設置予定箇所が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロを設置したことが確認できること	
	①か②のいずれか		
	①	自動調理機能が確認できる写真	<input type="checkbox"/> 自動調理機能があることが確認できること
	②	納品書、請求書のいずれか カタログページ	<input type="checkbox"/> 使用したコンロのメーカー名、製品名や品番が確認できること <input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 自動調理機能があること確認できること
掃除しやすいレンジフード設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> レンジフードの設置予定箇所が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> レンジフードを設置したことが確認できること	
	納品書、請求書のいずれか		<input type="checkbox"/> 使用したレンジフードのメーカー名、製品名や品番が確認できること
	カタログページ		<input type="checkbox"/> 納品書等に記載の製品であることが確認できること <input type="checkbox"/> 「掃除しやすい」の記載が確認できること
宅配ボックス設置	工事前写真	<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置予定箇所が確認できること	
	工事後写真	<input type="checkbox"/> 宅配ボックスを設置したことが確認できること <input type="checkbox"/> ビス等で床もしくは壁等に固定されていることが確認できること	

写真の撮影例（一例）

■段差の解消工事の場合



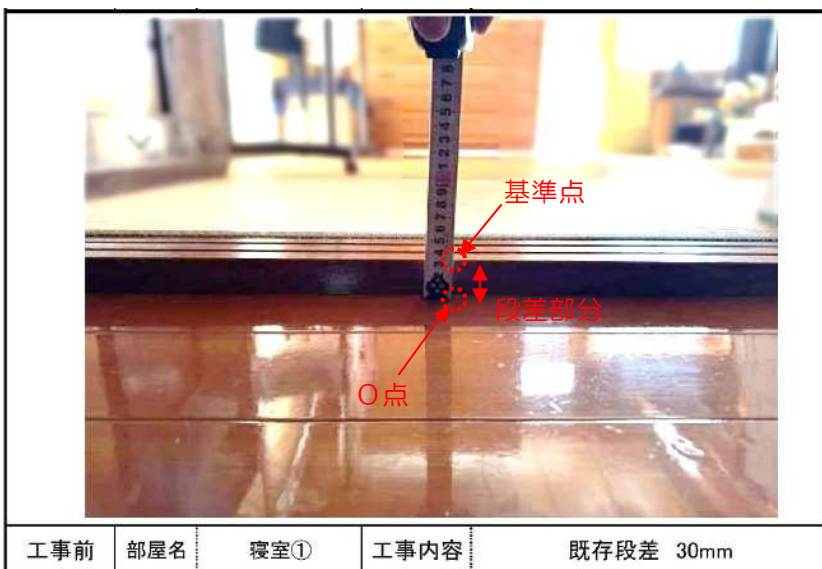
<工事前写真>

- 段差部分の全体が確認できること
- 段差を解消するために行う工事（床改修、敷居や見切りの撤去、スロープの設置など）の予定箇所全体が確認できること



<工事後写真>

- 段差を改修するために行った工事の全体が確認できること



<段差にスケールを当てた写真：工事前>

- 段差にスケールを当て、0点と基準点が確認できること
- スケールの数字が読み取れること
- ※ 1枚に収まりきらない場合は、0点と基準点が写っている全体写真と基準点の寸法部分の拡大写真に分けても良い。

※左の写真は例示のため、背景にぼかしを加えていますが、実際は明瞭な写真を提出してください。



＜段差にスケールを当てた写真：工事後＞

- 段差にスケールを当て、0点と基準点を確認できること
- スケールの数字が読み取れること

※1枚に収まりきらない場合は、0点と基準点が写っている全体写真と基準点の寸法部分の拡大写真に分けても良い。

■内窓設置工事の場合



＜工事前写真＞

- 住宅内部から撮影し、改修前の開口部全体が確認できること
- 内窓の設置予定箇所が確認できること

※カーテンや障子など遮蔽物がない状態で撮影してください。



＜工事後写真＞

- 住宅内部から撮影し、内窓を設置したことが確認できること
- 二重であることが分かる、鍵が2つあるなど内窓と外窓の区別が確認できること
- 上記が確認できない場合は、納品書もしくは性能証明書、ラベルシールの写真のいずれかの添付が必要

※カーテンや障子など遮蔽物がない状態で撮影してください。

■天井断熱改修工事の場合



工事前	部屋名	2階和室①	工事内容	天井断熱改修
-----	-----	-------	------	--------

<工事前写真>

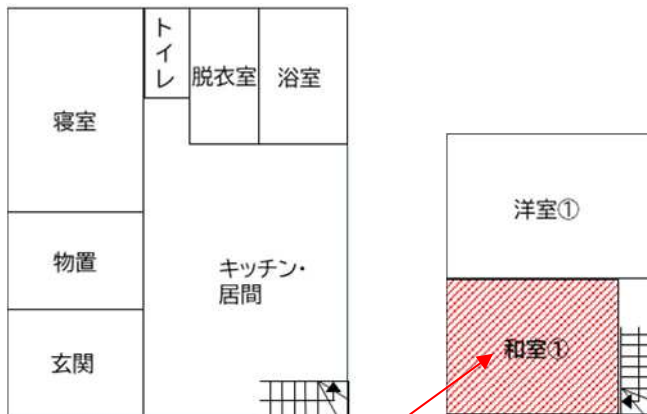
- 対象の面全てが確認できること
- 既存仕上げを撤去し、下地組もしくは既存断熱材が確認できること



工事後	部屋名	2階和室①	工事内容	天井断熱改修
-----	-----	-------	------	--------

<工事後写真>

- 対象の面全てが確認できること
- 仕上げを行う前の、対象の面全てに新規断熱材を敷き込んだことが確認できること
- 使用した断熱材が確認できること



1階間取図

断熱改修範囲

2階間取図

<全ての階の平面図
もしくは間取図>

- 断熱材を施工した範囲が確認できること
- 対象の面が外気に面することが確認できること